

北本市子どもの権利に関する行動計画策定に係る市民意識・実態調査 概要

1 趣旨

北本市子どもの権利に関する行動計画の策定に当たり、子ども及び市民の子どもの権利に関する意識及び実態を把握し、計画の基本目標、施策の方向性及び取組内容等に反映するために実施する。

2 実施方法

(1) 調査対象

3, 000人

内訳	市内在住の18歳以上の者	1, 500人
	小学生（小学4～6年生）	500人
	中学生	500人
	高校生相当年齢の子ども	500人

※ア 市内在住の18歳以上の者及び高校生相当年齢の子どもは、市で無作為抽出を行う。

イ 小中学生は、学校のクラス単位で実施。

(2) 調査方法

ア 「北本市子どもの権利に関する意識調査票」を対象者に郵送。

イ 「北本市子どもの権利に関する意識調査票」をクラス単位で配布。

ア・イとも、郵送による返送又は専用ウェブページから回答してもらう。

(3) スケジュール（予定）

- 12月上旬 調査対象者へアンケート票を郵送又は配布
- 12月中旬 調査対象者へ御礼状兼催促状を郵送
- 12月下旬 回答期限
- 1月上旬～ 集計・分析
- 1月下旬～ 報告書作成作業
- 3月中旬 報告書完成

3 設問の設定

北本市子どもの権利に関する条例に規定されている子どもの権利についての市民や子ども、子ども関係施設の実情や、実施すべき施策に関する検討材料を把握できるように設定する。